

令和6年度

路上等不法投棄物等回収運搬業務仕様書

札幌市

## 1 業務名

路上等不法投棄物等回収運搬業務

## 2 業務概要

- (1) 道路及び河川の不法投棄物及び違法放置物件等（以下「不法投棄物等」という。）を回収し、各区土木センター内の一時保管場所に運搬のうえ分別集積。
- (2) 各区土木センターに保管している不法投棄物等を、産業廃棄物の分類に応じて収集のうえ、本市が指定する運搬先に運搬する。

## 3 履行期間

契約締結の日から令和7年（2025年）3月31日まで。

## 4 履行実施場所

市内一円並びに各区土木センター及び札幌市建設局道路管理課（以下「委託者」という。）が指定する運搬先。

## 5 業務内容

### (1) 回収業務

#### ア 不法投棄物等の回収

(ア) 各区土木センターからの路上等不法投棄物回収指示・報告書（様式1。以下「区指示書」という。）の指示により、路上等から回収する。

(イ) 路上等から回収するもの

- a 家電リサイクル法の対象品であるテレビ・冷蔵庫〈冷凍庫含む〉・洗濯機〈衣類乾燥機含む〉・エアコン（以下「家電4品目」という。）
- b タイヤ・バッテリー
- c 家電4品目以外の家電製品
- d 家具類（タンス・ベッド・その他）
- e 可燃性のもの（紙類・布類・プラスチック類・木質類）
- f 不燃性のもの（金属類・せともの・ガラス類・コンクリート・その他）
- g 自転車（使用不能のもの）
- h その他運搬車両で回収が可能なもの

(ウ) 回収方法

区指示書の指示により必要な人員・運搬車両で作業を行う。

上記(イ)のうち、a・b・d・g・hについてはトラック（2t以上）を使用し、それ以外は、バンタイプ（1500ccクラス）を使用すること。ただし、区指示書により指定された場合はそれに従うこと。

区指示書受付後3日以内（閉庁日を除く）に回収すること。ただし、区から至急又は当日中に回収するよう指示された場合は可能な限り対応すること。

回収時には、回収前後の写真を撮影すること。

## イ 各区土木センター内の一時保管場所への運搬・分別集積

### (ア) 不法投棄物等の運搬

不法投棄物等の一時保管場所は、各区土木センターの指定した場所とする。ただし、不法投棄物等の量が多く、指示した区の一時的保管場所に集積できないときは、他の区の一時的保管場所に運搬するよう指示する場合がある。この場合、区指示書の報告書欄に運搬先の他区の土木センター名を記入すること。

なお、中央区土木センターには一時保管場所がないため、南区土木センターの一時的保管場所を使用すること。

### (イ) 分別集積

一時保管場所の分別区分に従い、散乱しないように集積すること。保管されている不法投棄物等が雨風等により散乱している場合は、再度集積すること。

家具が大型で一時的保管場所に集積できないときは、適宜分解等を行い集積すること

分別集積後、区指示書に必要事項を記入のうえ、土木センター職員の印又はサインを受けること。

## ウ 従事人員

### (ア) トラック使用時 3人以上

- ・運転手兼誘導員 1人（誘導員は路上作業中の安全確保）
- ・作業員兼誘導員 1人（誘導員は運搬車両の後退誘導）
- ・作業員 1人以上配置

### (イ) バンタイプ使用時 2人以上

- ・運転手兼誘導員 1人（誘導員は路上作業中の安全確保）
- ・作業員兼誘導員 1人（誘導員は運搬車両の後退誘導）
- ・作業員 必要に応じて配置

## エ 遵守事項

(ア) 路上等の作業中は、運転手が路上等の安全管理誘導にあたること。

(イ) 土木センター構内での車両速度は10 km/hとし、安全運転に期すること。

(ウ) 車両を後退させるときは、誘導員をつけること。

(エ) 事故が発生したときは、速やかに委託者に連絡のうえ、事故により生じた一切の責任は受託者が負担すること。

(オ) 業務に必要な消耗品等は、全て受託者の負担とする。

## (2) 運搬業務

下記ア及びイの分類に応じて、委託者と事前に協議した作業日に、委託者が指定する区土木センターから不法投棄物等を収集のうえ、下記の運搬先に運搬する。

### ア ガラス類・陶器類・コンクリート類

#### (ア) 収集作業

収集する一時保管場所ごとに、次の写真を撮影すること。

- ・積み込み前の保管状況が分かる写真
- ・積み込み後の運搬車両の写真
- ・積み込み後の一時保管場所の写真

(イ) 運搬作業

運搬先：山口処理場（札幌市手稲区手稲山口 364 番地 TEL:681-3337  
FAX:681-3419)

運搬先では、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例第 48 条に基づき、産業廃棄物処分費用を受託者が支払うこと。当該費用は、委託者への委託費請求時に、委託費に加算して請求すること。

運搬した廃棄物の重量と支払い額を確認するため、運搬先で発行される「計算兼領収書」を必ず受領し、運搬作業日報（様式 2-1）に添付すること。

イ 家電 4 品目

(ア) 収集作業

委託者が用意する家電リサイクル券（自治体用券）に必要事項を記入のうえ、収集する家電 4 品目に貼付け、運搬車両に積込むこと。

収集する一時保管場所ごとに次の写真を撮影すること。

- ・ 積込み前の保管状況が分かる写真
- ・ 積込み後の運搬車両の写真（家電リサイクル券を貼付した家電 4 品目が荷台に積まれたことが分かる写真）
- ・ 積込み後の一時保管場所の写真

(イ) 運搬作業

運搬先：次の再商品化指定引取場所のうち最寄りの場所

指定引取場所・所在地	TEL	FAX
(株)鈴木商会 新港南事業所 (石狩市新港南 2 丁目 3718 番 1)	0133-77-7251	0133-77-7752
(株)鈴木商会 札幌西事業所 (札幌市西区発寒 15 条 13 丁目 1-35)	676-1450	676-1455
ロジスティード北日本(株) 清田物流センター (札幌市清田区清田 2 条 3 丁目 3-20)	884-1921	884-1922
ロジスティード北日本(株) 発寒物流センター (札幌市西区発寒 10 条 12 丁目 2-20)	666-9907	666-9908

運搬先では、家電 4 品目と家電リサイクル券の記載内容を確認・照合し、相手方に内容が一致していることの検査を求めたうえで、家電リサイクル券の自治体控えを必ず受領し、運搬作業日報（様式 2-2）に添付すること。

なお、搬入した家電 4 品目の再商品化料金の支払いは、委託者が行う。

ウ 運搬車両及び従事人員

トラック（2 t 以上）を使用し、運転手兼作業員 1 人、作業員兼誘導員（誘導員は運搬車両の後退誘導）1 人以上を配置すること。

エ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

運搬作業にあつては、受託者が産業廃棄物管理票を用意し、必要事項を記入のうえ、A 票（排出事業者控え）は収集時に、B 2 票（排出事業者控え）は運搬作業完了後に各区土木センター担当者へ提出すること。

## オ 遵守事項

- (ア) 土木センター構内及び運搬先での車両速度は 10 km/h とし、安全運転に期すること。
- (イ) 車両を後退させるときは、誘導員をつけること。
- (ウ) 家電 4 品目の自然発火等に注意するとともに、業務中において常時、火災等を警戒すること。
- (エ) 事故が発生したときは、速やかに委託者に連絡のうえ、事故により生じた一切の責任は受託者が負担すること。
- (オ) 業務に必要な消耗品等は、全て受託者の負担とする。

## 6 各業務の年間予定回数

1 日 1 台あたりを 1 回とする。下表の回数を予定しているが、回数を保証するものではない。

運搬業務は、毎月 15 日までに委託者から当月の業務量（収集場所・運搬量等）について連絡するので、委託者と協議のうえ、当月の作業回数及び作業日を決定すること。なお、6 月の運搬作業は行わない（環境局において行う）。

使用車両	バンタイプ	トラック（2t）
回収業務	5 回	1 3 3 回
運搬業務		5 4 回

## 7 業務報告

業務の履行があったときは、翌月 5 日までに下記のとおり必要な書類を委託者に提出すること。

なお、当該提出期限日が閉庁日にあたる場合は、その直後の開庁日までに提出し、3 月に業務を履行した場合は 31 日までに提出すること。

- (1) 路上等不法投棄物回収指示・報告書（様式 1）  
作業時に撮影した写真を添付すること。
- (2) 運搬作業日報（様式 2-1、2-2）  
作業時に撮影した写真、計算兼領収書、家電リサイクル券自治体控えを添付すること。
- (3) 業務完了届（様式 3）
- (4) 業務完了届内訳書（様式 4-1、4-2）

## 8 支払いに関する事項

実働回数により月単位で支払う。

産業廃棄物処分費用を受託者が支払った場合は、あわせて請求すること。

## 9 その他留意事項

- (1) 札幌市の業務を遂行していることを自覚し、常に清潔な服装や身なりを保つこと。
- (2) 本委託業務に関して行う市職員の指示に従うこと。

- (3) 飲酒運転、過積載その他道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)に違反する自動車運転を決して行わないこと。また、車両の運転をする際はエコドライブを心がけること。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)をはじめ関係法令、条例その他規程を遵守すること。
- (5) 契約書及びこの仕様書に定めのない事項は、市及び受託者で協議するものとする。

10 各区土木センター所在地と連絡先

区	所 在	電 話	F A X
中央	中央区北 12 条西 23 丁目 2 番 5 号	614-5800	614-5843
北	北区太平 12 条 2 丁目 1 番 7 号	771-4211	772-3138
東	東区北 33 条東 18 丁目 1 番 6 号	781-3521	784-6418
白石	白石区本通 14 丁目南 5 番 32 号	864-8125	864-4530
厚別	厚別区厚別町下野幌 45 番地 39	897-3800	897-3856
豊平	豊平区西岡 3 条 1 丁目 8 番 20 号	851-1681	854-4217
清田	清田区平岡 2 条 4 丁目 1 番 40 号	888-2800	884-6474
南	南区南 31 条西 8 丁目 2 番 5 号	581-3811	582-2916
西	西区西野 290 番地 10	667-3201	667-3238
手稲	手稲区曙 5 条 5 丁目 2 番 1 号	681-4011	681-4937